



114
A 59

右為言ノ録ニテ其ノ中ニ
 杭州ニ於
 一月ノ間
 約ヲ以テ
 通商地
 白重慶
 ノ更ニ
 一商地四ヶ
 得又帝國
 上海天津
 約諾ヲ得

謹啟

此後馬名号より

一月、杭州ニ於
 約諾ヲ得
 上海、天津
 得又帝國
 一商地四ヶ
 ノ更ニ
 白重慶
 ノ通商地
 約ヲ以テ
 憲國臣
 國ニ於テ



114
A 591

謹啟

我馬魯魯乃よるこ

相里片々之志電報

らまふ、あふ

至宮通商會長

大隈外務大臣閣下

國	於	テ	惠	國	臣	約	ヲ	以	テ	通	商	地	白	重	慶	ノ	更	ニ	商	地	四	ヶ	海	又	帝	國	一	海	天	津	約	諾	ヲ	得	六	杭	州	於
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

和議の件

大隈外務大臣閣下

御直披

重岡通商局長

契

14
A 591



日清講和條約ニヨリテ帝國臣民ハ清國ニ於テ
 通商航海工業等ノ點ニ關シ直ニ最惠國臣
 民ト同様ノ待遇ニ均霑シ尙右條約ヲ以テ
 新ニ蘇州杭州沙市重慶四ヶ所ヲ通商地
 ニ開カシメ日本船舶ノ駛行區域ヲ宜昌重慶
 間并ニ上海蘇州及杭州間ニ展開セシメ更ニ
 廿九年十月ノ議定書ニヨリテ右新開通商地四ヶ
 所ニ日本專有居留地ヲ置クノ約諾ヲ得又帝國
 政府ノ請求アルトキハ既開通商地タル上海天津
 厦門漢口ニ專有居留地ヲ置クニシテ約諾ヲ得
 タリ

右約諾ノ結果蘇州ニ於テハ三十年三月杭州ニ於

テハ今年五月日本專有居留地取極ヲ完結
シ今既ニ實施中ナリ
沙市ニ於テハ談判久シク其局ヲ結ハカリシガ事
變要償談判ノ結局ト共ニ交渉漸ク纏マリ本
年八月清國地方官ト本邦領事トノ間ニ日本
專有居留地ニ關スル約訂ヲ終リタリ而シテ重
慶ハ今後ノ訂結事業ニ屬ス
漢口ニ於テモ專有居留地ニ關シ本年七月帝
國領事ト清國地方官トノ間ニ妥協ヲ終ヘ天
津ニ於テモ亦本年八月專有居留地ヲ得タリ
廈門ハ今將ニ交渉中ナリ
沙市事變ニ對スル要償談判ノ結果他日清國
ニ於テ岳州三都澳ニ於テ他國ニ專有居留地

ヲ許ストキハ帝國ニモ亦許スベシトノ約諾ヲ得タ
ルヲ以テ是亦今後ノ經營ニ屬ス
其他清國ノ南北ニ於テ帝國通商ノ為ニ必要ナ
ル地ニ於テ充分ノ立脚地ヲ設クルノ企圖ナリ
一福州、如キ牛莊、如キ未ダ機密ニ屬スルモノ
日清間通商進捗ノ為メニ開港場ヲ増シ專有
居留地ヲ得ルノミヲ以テ足レトセス日本船舶ノ
航行ヲモ盛ニセガルベカラス故ニ長江航路ニハ大
阪商船會社ノ保護規程ニヨリ航行ヲナスアリ
上海蘇州及杭州間ニハ大東汽船會社ノ
政府保護ノ下ニ航行ヲナシ何レモ充分成績アリ
リ尚本年六月清國政府ハ通商市場アル各省
内ノ内河ニハ内外商ノ區別ナクハ汽船ノ駛行ヲ

許可シタルヲ以テ本邦當業者ノ畫策アラシ
トシ望ム又福州三都澳間航行ノ開シテハ既
郵船會社ノ勸誘中ナルガ厦門ヲ起點トシテ
南洋諸港間ヲ回運スル航路モ清國出稼者
ノ往來頻繁ナルト貨物亦相應ノ量アルト
テ充分收利有益ノモノナレバ郵船會社ニ於テ
經營セシムトシ勸誘中ナリ
本邦品ノ取路ヲ得ルガ為メハ在清帝國領
事館中沙市厦門等ニ商品見本陳列所ヲ
設ケ衆庶ノ縦覽ニ供セリ日未ダ淺クシテ著
大ノ成績ナシト亟追々實効ヲ擧グル時期
スベシ
清國ニ於ケル本邦品取路ハ漸次展開ノ途ニ

アルハ勿論ナリ新聞市場ニ於テモ蘇州ニハ綿
織物、化粧品、洋傘等ノ雜貨、杭州ニ於テハ
燐寸、金屬類、玻璃類、沙市ニ於テハ紡績糸
綿織物、海產物、燐寸等、重慶ニ於テハ紡
績糸、雜貨類等ヲ主トシテ漸次輸入増加
ノ有様ナリ本邦品ノ欠點トシテ見本ト商品ト
相違スル等ノ苦情アルヲ以テ當業者注意
奮發ヲ要ス
貿易ハ片貿易タルニ於テハ不利少ナカラス
本邦商人ハ輸入ト共ニ有利ナル輸出ニ從事
スルヲ要ス蘇州ニ於テハ絹織物、生糸、米、
杭州ニ於テハ茶、生糸、重慶ニ於テハ豚毛、
沙市ニ於テハ棉花、漆等重重要輸出品ニ屬

ス

通商ハ國民ノ實力ニ待ツコト勿論ナリ今新開

市場ニ於ケル本邦人数ヲ見ルニ

蘇州 二十三人

杭州 五人

沙市 六人

重慶 八人

開市後日尚淺シトモ其微々タル知ルヘシ
今後益々増進セシメトシ望ム